

第二條 委員會ハ會長一人及委員二十五人以內ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ農林大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ農林大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラロタル委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ農林大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 農林大臣ハ必要ニ依リ委員會ニ部ヲ置キ其ノ所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

部ニ部長ヲ置ク會長又ハ會長ノ指名スル委員之ニ當ル

部ニ屬スベキ委員及臨時委員ハ會長之ヲ指名ス

委員會ハ其ノ定ムル所ニ依リ部ノ決議ヲ以テ委員會ノ決議ト爲スコトヲ得

第六條 委員會ニ幹事ヲ置ク農林大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 委員會ニ書記ヲ置ク農林部内判任官ノ中ヨリ農林大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

米穀統制委員會官制ハ之ヲ廢止ス

食糧管理法施行令改正の件公布

食糧管理法施行令改正の件は昭和十七年十月十九日附官報を以て左の如く公布せられた。なほ之に伴ひ同法施行規則も同日附官報を以て同趣旨の一部改正を見た。

食糧管理法施行令改正ノ件

(昭和十七年十月十五日勅令第六百八十五號)

食糧管理法施行令中左ノ通改正ス

第二十四條中「小麦粉」ヲ「米粉及小麦粉」ニ改ム

第二十五條中「昭和十七年十月三十一日」ヲ「昭和十八年十月三十一日」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十七年六月二十勅令第五百九十二號食糧管理法施行令抄録

法施行令抄録

第二十四條 小麦粉ハ昭和十八年十月三十一日迄ハ

命令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入スルコトヲ得ズ但シ船用品、郵便物其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

農林大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ小麦粉ノ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入ヲ爲スコトヲ得ル者ノ範圍ヲ制限スルコトヲ得

第二十五條 粟及高粱ノ輸入税ハ昭和十七年十月三十一日迄之ヲ免除ス

第三回中央協力會議に於ける厚生大臣演説要旨

昭和十七年十月開催せられた第三回中央協力會議に於いて口演せられたる小泉厚生大臣の口演要旨を掲ぐれば左の如くである。

第三回中央協力會議に於ける小泉厚生大臣口演要旨

厚生省の擔當してゐる國政は、御承知の如く、要するに人に關する行政であります。廣く各方面の分野より漏れなく検討したる総合的人口政策を基礎として、皇國民悠久の發展を策し、皇國民の強力なる綜合力發揮を策することに歸着するのであります。而してその内で現下の最重要と考へらるる點は次の三點であります。即ち一は國民保健の問題であり、二は國民勤勞力發揚の問題であり、三は戦争下國民生活確保であります。

第一に、國民保健の問題に關しましては、近年特に蔓延の徴が著しい結核を徹底的に預防撲滅することが第一に重要な問題であります。我が國に於ける結核患者發生の狀況を見ますに、歐米と異り特に青壯年層に多發する特徴があるのであります。青壯年層の死亡統計を検討して見ますと其の死亡原因の大半は結核であります。兵力としても勞力としても最も樞要なるは青壯年層であることに鑑みましても、結核に依る國家の損耗は實に甚大なりと言はねばならぬのであります。結核撲滅は、まことに國家緊急の要務であり、皇國民の降替に關する重大事であると申さねばならぬのであります。

であります。其處で去る八月二十一日結核對策要綱を閣議に於て決定し、結核撲滅に關する強固なる國家意思を確立した次第でありまして、政府と致しましては各省が一丸となり、進んで國民の總てが一丸となつて、萬難を排し右要綱の具現に一路邁進するやう堅く決意致した次第であります。各位に於かれましても渾身の御協力を致されんことを希ふ次第であります。

今茲に右閣議決定致しました結核對策要綱の概要を御説明致したいと存じます。

從來、疾病に關することは萬事醫者任せといふ風があり、官廳、會社、團體等に於ては其の職員、従業員等の健康と言ふことに大して關心を拂はず、偶々結核の豫防撲滅に努力すると致しても、それは結核菌を相手とする醫療對策に終始したのであります。

然しながら結核は結核菌以外諸般の發病要因に富むものであります。其の發病要因は職場生活家庭生活の根底に深く根差し、謂はば發病要因それ自體が生活條件を形成して居ると申してもよい位であります。此の發病要因を悉く捕捉織滅すると言ふことは國民各個ばらばらの力のみでは如何とも爲し難いものが多々存在するのであります。

依て政府は、各職域組織、地域組織、隣保組織等諸般の組織一切を擧げて、結核撲滅を樞軸とする健民生活實踐の網の目となし、此の網を全國の健民運動に展開することと致し、又之と併行して厚生、教育産業等の行政各分野を擧げて、國民生活の全分野に互りまして、多角的なる諸對策を全面的強力に實施するといふことに決定した次第であります。而して結核對策の實施に當つては、皇國結核蔓延の特徵に鑑みまして青壯

年層を結核撲滅の主攻目標とし、對策實施の基底を體力管理の徹底に置くことと致したのであります。

茲に體力管理と申しますことは、御承知の通り、國民體力法に依り國家が男子二十五歳まで、女子二十歳までの總ての者に對し體力検査を行ひ國民各自に體力の現狀殊に缺陷を熟知せしめ、健康報國の自覺と發奮とを促し、併せて體力向上の方法を教示し、要すれば強制的に之を實施せしむるものであります。此の體力検査の結果に基きまして、青壯年者を健康者、弱者及病者に區分し、夫々適切なる核結撲滅の爲の措置を施すことに決定した次第であります。

即ち健康者に對しましては、倍々心身を強健ならしめ縱令結核菌の侵入を受けましても之を克服し得る所謂不懼患心身の持主たらしむるやう、日常一定の鍛鍊を責務として實踐せしめますやう措置するを用途として、諸般の鍛鍊施設例へば神社境内、綠地等の利用、町道場の普及、其の他海洋山川等の皇國大自然の活用等により、日常生活と鍛鍊道場との結合を一體的ならしむるやう施設することと定めたのであります。

弱者に對しましては、一定期間療養しつつ修鍊を施し又修鍊を重ねつつ療養するといふ、所謂健民修鍊施設を全國に互り整備致したいと考へて居るのであります。而して其の重點を適切なる醫療休養と充分なる榮養の補給といふことに指向致したいと考へて居ります。

又病者に對しましては悉く之を收容し得ますやう日本醫療團の結核病床増設五箇年計畫に改變し、尙又近く更生致しまする日本醫師會を總動員致しまして醫療普及に挺身奉公せしむるやう措置致したいと考へて

居ります。

而して結核患者の療養を確保し併せて患者家族の生活を援護致しまする爲に、三箇年計畫を以て國民の全部に所會保險制度を擴充致すことに決定した次第であります。

要之今政府に於きましては、結核撲滅に關する強固なる國家意思を表明し、之に基き行政各分野、社會各般の組織一切を擧げて、生活の全分野に互る多角的なる結核對策を強力に實施し、他面體力管理を強化徹底して、健康者は倍々不懼患心身を鍊成し、弱者は之を養護して健康體となし、茲に新に兵役及勞務兩面への給源を開拓し、病者及家族には安心して療養し得るやう醫療施設を普及し、かくして産業界の結核蔓延、歸郷者による農村汚染を防止し併せて保健に關する教育の普及を爲し、以て一舉に結核撲滅の効果を擧げ國運の進展に寄與せんことを庶幾する次第であります。

國民各自も此の政府の堅き決意に即應して、各人が俱に共に責任を以て、健民國策の遂行に協力せられんことを切望する次第であります。

次に、勤勞問題に關し申上げたいと存じます。今や未曾有の廣大なる地域に互り作戦の展開されつゝあるの秋、内に在つては益々生産力擴充の爲め、國民の總力を發揮せねばならぬことは、今更申す迄もないことと存じます。政府に於ては今日迄萬般の勞務對策を實施して參つたのであります。大東亞建設にも益、多くの人力を要するの際、今後の勤勞問題は、其の規模と構想に於て眞に劃期的なる施設を勸案し、皇國民の總力を最高度に發揚するやう致さねばならぬと存するのであります。之が爲には、國民生活及國民職業の全

分野に互り、皇國本來の勤勞觀に立脚した勤勞體制の確立強化が絶対必要であると確信致すのであります。政府に於きましては、勤勞問題に關し根本的に再檢討を加へつゝあるのであります。然に其の一、二を中上げたいと存じます。

其の第一は、國民皆働の體制を更に一段と徹底することでありませう。國民の各人が召されて實際に入る時と同じ氣持を以て、何人もが召されて戰時下重要産業の勤勞に就くの資格を持つよう施策することが緊要と存じます。假りに中さば、産業應召の體制を確立整備することが必要であると存するのであります。此の意に於て、政府に於ては目下鋭意検討中でありませう。

第二には、勤勞能率を更に數段増進するの方策を徹底することでありませう。既に去政體社會に於かれても、産業報國會の組織を總動員して、或は勤勞者の技能訓練を實施し、或は事業經營責任者の陣頭指揮運動を展開する等、種々適切なる施策を實施して頂いてゐるのであります。政府に於ては、根本的に勤勞管理の刷新強化と勤勞技能の向上に乗り出すの決意を固め目下最急に其の方面の研究を重ねつゝあるのであります。

勤勞管理を刷新強化して勤勞能率の最高度發揮を固めるが爲には、種々の制度改善や運動展開のみでは事足らないのであります。先づ何より第一に、國民の總てが皇國本來の勤勞觀に徹することが肝要と存するのであります。特に事業主其他事業經營責任者をして皇國本來の勤勞觀に徹せしむることが重要であると存するのであります。否、單に勤勞觀に徹するのみに止らず、勤勞者が召されて從來の業を離れ戰時下重要

産業の勤勞に就く體制に照應して、事業經營も亦從來の運営とは全然面目を新にし、一意君國に奉仕する姿を判つきりせしめねばならぬと確信するのであります。既に政府に於ては、勤勞勲功章を制定し、又技能者養成令の改正を進みつゝあるのであります。勤勞體制の根本的の確立に付ては目下鋭意検討中でありませう。

次に戰時下國民生活の確保に付て中上げたいと存じます。戰時下國民生活は、戰時に相應しく簡素質實ならねばならぬことは今更申す迄もないことと存じます。然るに近時國民生活の或る分野に於ては、戰前に比し却つて膨脹せるものを見るのであります。其は各人の自覺するや否やと拘らず或は物價の趨勢、或は配給等の關係に起因するものもあるかと存じますが、如何なる理由あるにしても、戰時下國民生活は何人に付ても壓くまで質實備素にし、而も國民としての能力を増強するやう強力に指導せねばならぬと確信するのであります。又一面に於て戰時下に相應はしき基準生活の確保に付ては萬般の施策を講じ、戰爭完遂と大東亞建設に歩、一步と力強く躍進するの國民的氣力を磨培するに遺憾なからしめなければならぬことも固よりであります。

右の如く國民生活を強力に指導するに當つても、又之が確保を固めるに當つても、何れの場合に於ても、國民生活の實相を明確に把握することが根柢であると確信致すのであります。然るに從來は、國民生活の総合的、科學的の檢討を掘り下げたるものが無く單に一部の個人的の訴へ、偶意的推察又は部分的開込等に依り

國民生活の實相を把握し得たりと爲して國民生活に關する諸般の施策を爲したるが爲、種々の租籍もあつたと考へるのであります。宜しく國民生活に付各般の視野より、又各般の科學的識見を以て総合的考察を加へ、眞に國民生活の實相を把握するに非ざれば、戰時下國民生活に適切なる施策を爲し得ないものと確信するのであります。此の意味に於て私は、厚生省の各種機關を總動員するは固より、民間各方面の知能をも總動員して、総合的、科學的なる國民生活の本態の開明に努力してゐるのであります。今後は、此等の確實なる成果に基き、政府として着々と必要喫緊なる施策を爲し得るやう致したいと考へてゐるのであります。國民榮養の狀況に付ては全國的に常時檢討を爲さしめて居るのであります。我が民族悠久の發展の爲には乳幼児保育に萬全を期することは極めて緊要と考へ、關係省とも緊密なる連繫を圖つて、特に乳幼児及妊産婦の必要榮養の確保に萬全を期してゐるのであります。尙又或は乳兒往診の實施、或は妊産婦手帳の實施等を致して居りますが、今後は此等の施策を一層充實強化すると共に、進んでは年々四十萬に上る流死産の防止にも力を致す等大いに人口増強に資したいと考へ目下計畫中でありませう。

以上申上げましたことの外に、軍人援護のことは、戰時下最も重要なことであることは申す迄もない所であります。此の點に付ては、萬全の施策を講じ萬遺漏無きを期して居りますが、近く十月三日から五日間、軍人援護強化運動を實施して、軍人援護の一層の強化徹底を固めることに致して居りますので、此の際各位は率先して、渾身の御協力をお願ひしたいと存じま

す。

最後に申上げたいことは、既に申上げました如く、厚生省の擔當して居ります行政は總べて人に關するものであります。凡そ人に關する行政は、國家の施策のみでは所期の目的を達し得ないのでありまして國民の中より盛り上がる我が民族増強の熾烈なる思想 國民の總力發揮の眞摯なる熱意が何よりも必要なことを痛感致すのであります。斯く考へますが故に、厚生行政の分野に於て今後爲さんとすることに付ても相當詳細に御説明申上げた次第であります。茲に全國より選ばれて中央協力會議常會に列席の方々が、よく政府の意圖するところを諒解せられ今後眞に挺身協力、國民の總意を振起するに努められんことを切望して已まない次第であります。

財團法人人口問題研究會主催第六回人口問題全國協議會の開催

財團法人人口問題研究會主催第六回人口問題全國協議會は昭和十七年十一月十三、十四兩日に互り東京市神田區一ツ橋講堂及如水會館に於いて開催されたが、集まる者全國朝野の同攻者六百餘名に及び、極めて盛會裡に修了した。兩日に互り左記五部會に於いて發表された研究報告題名及報告者氏名、竝に本協議會總會席上提案せられ各専門委員指名の下に協議の上最終總會に於いて可決せられたる建議及び決議を掲ぐれば以下の如くである。

又、各部會及特別委員會の座長は左の如くであつた。
○第一報告部會(人口民族問題に關する一般

的研究) 人口問題研究會理事 永井 享

○第二報告部會(大東亞共榮圈人口民族に關する研究)

人口問題研究會評議員 小 山 榮 三
厚生省研究所研究官

○第三報告部會(國土計畫に關する研究)

人口問題研究會理事 那 須 皓
事東大教授 農博

○第四報告部會(人口増加資質強化方案に關する研究)

人口問題研究會評議員、厚生省研究所厚生科學部長、農博 古 屋 芳 雄

○第五報告部會(國民生活に關する研究)

人口問題研究會理事 吉 阪 俊 藏
日本厚生協會理事

○大東亞建設に處する民族人口政策に關する建議特別委員會

人口問題研究會常務理事 井 上 雅 二

○結婚促進に關する建議委員會

人口問題研究會評議員、厚生省研究所人口民族部長、農博 岡 崎 文 規

○人口の都市配置に關する繼續委員會設置決議特別委員會

人口問題研究會理事 貴族院議員、農博 下 條 康 曆

結婚促進ニ關スル建議

大東亞建設に對處すべき人口政策は國民生活の全般を通じて各種方策が相互に相關聯しつゝ究極目的の達成に對し綜合的に施策實施せらるゝに於て、始めて所期の効果を擧げ得べきも現下の情勢より按ずるに結婚の促進を圖るを以て喫緊の要務なりと思料す。仍て政府は速かに左記の諸點に就き一段の攻究を加へ以て我が國人口政策の實施に萬遺憾なきを期せられんことを望む

記

一、從來の誤れる結婚觀を是正し結婚の國家的意義の啓發普及に努むること

二、結婚の促進、斡旋及指導を積極的に行ふ爲左の方設を講ずること

(一) 全國各市區町村に結婚の促進、斡旋、指導施設を設けしむること

(二) 各施設相互の有機的連絡を緊密ならしむると共に内地及外地を通じて結婚の促進、斡旋及指導を積極的に行ふ爲全國的組織網を結成すること

(三) 政府は右の組織網に對し積極的指導助成を行ふこと

(四) 官公私事業場の人事主務者をして勤務者の結婚督勵斡旋に努めしむること

三、男子未婚者をして結婚を容易ならしむる爲家族手當中特に妻の手當を増額すること

四、既婚者優遇の見地より所得税に於ける妻に對する控除額を増額すること

五、適齡結婚を奨励する趣旨の下に國營の結婚保險制度を創設すること

六、新に結婚せんとする者の爲に住居問題の解決を圖ること

七、既婚婦人の爲に勤務時間を考慮し且つ其の職業上の地位を保護すること

右建議す

大東亞建設ニ處スル民族人口政策ニ關スル建議

大東亞戰爭を完遂し大東亞圈を建設するに當り人口問題は、重大なる意義を加ふるに至れり。而て聖業の達成を期する爲には皇國人口の増強を根幹とするを